

○ 美幌・津別広域事務組合消防本部組織規則

〔 昭和 50 年 4 月 3 日 〕
規 則 第 1 号

改正	昭和53年4月26日規則第4号	昭和55年1月14日規則第1号
	昭和56年4月1日規則第3号	平成3年3月7日規則第15号
	平成8年9月1日規則第3号	平成11年3月30日規則第8号
	平成12年4月12日規則第4号	平成15年7月7日規則第2号
	平成17年8月30日規則第3号	平成18年5月1日規則第4号
	平成18年12月28日規則第6号	平成20年3月28日規則第1号
	平成21年4月3日規則第2号	平成22年3月29日規則第1号
	令和2年4月1日規則第4号	

(趣旨)

第1条 消防組織法（昭和22年法律第226号）第10条第2項の規定による美幌・津別広域事務組合（以下「組合」という。）消防本部（以下「本部」という。）の組織及び事務分掌は、この規則に定めるところによる。

(職員)

第2条 本部に必要な職員をおく。

2 前項の職員は、消防署の職員が兼ねることができる。

(本部の長)

第3条 本部の長は消防長とし、消防司令長とする。

(次長)

第4条 本部に必要な場合は、次長をおくことができる。

2 次長は、消防司令の者のうちから、管理者の承認を得て消防長が命ずる。

3 次長は、消防長を補佐し、消防長に事故あるときは、その職務を代理する。ただし、次の各号に掲げる事務については、消防長が欠けたとき又は長期の事故等により、消防長の職務代理者として本部を掌理する場合を除き、これを行うことができない。

(1) 消防長の権限に属する諸規程の制定及び改廃に関すること。

(2) 職員の任命、分限及び懲戒に関すること。

(グループの設置及び職務)

第5条 本部に次のグループをおく。

2 消防本部グループ

3 グループに主幹をおき、主幹は、消防司令補以上から管理者の承認を得て消防長が命じ、次の職務を行う。

- (1) 次長を補佐し、グループ内の当該主幹に配分された事務を統括し、所属職員を指揮監督する。
 - (2) 上司の命を受けて、配分された事務を処理する。
 - (3) 次長不在のときは、配分された事務の職務を代理する。
- 4 グループ内に必要に応じ副主幹をおき、副主幹は、消防司令補以上から管理者の承認を得て消防長が命じ、次の職務を行う。
- (1) 上司の命を受けて、グループ内に配分された主務する事務を統括する。
 - (2) 上司の命を受けて、配分された事務を処理する。
 - (3) 主幹不在のときは、配分された事務の職務を代理する。
- 5 グループに主査をおき、主査は、消防士長以上から管理者の承認を得て消防長が命じ、次の業務を行う。
- (1) 上司の命を受けて、配分された主務する事務を統括する。
 - (2) 上司の命を受けて、配分された事務を処理する。
 - (3) 主幹、副主幹不在のときは、配分された事務の職務を代理する。
- 6 グループに担当をおき、担当は、消防長が命じ、次の職務を行う。
- (1) 上司の命を受けて担当する事務に従事する。
 - (2) 上司の命を受けて、配分された事務を処理する。
- (分掌)

第6条 消防本部グループの事務分掌は、別に定めがあるもののほか、次のとおりとする。

2 総務・庶務担当

- (1) 公文書の受発及び完結文書の保存に関すること。
- (2) 議会及び議案に関すること。
- (3) 公印の管守に関すること。
- (4) 条例、規則、規程その他令達並びに公告式に関すること。
- (5) 儀礼及び表彰に関すること。
- (6) 法令等の整理保管に関すること。
- (7) 職員の人事及び給与等に関すること。
- (8) 職員の研修に関すること。
- (9) 職員の保健及び福利厚生に関すること。
- (10) 職員の共済組合並びに退職手当組合に関すること。
- (11) 組合史に関すること。
- (12) 公務災害に関すること。
- (13) 非常勤職員に関すること。
- (14) 会計年度任用職員に関すること。
- (15) 事務引継ぎに関すること。

- (16) 事務能率の増進及び改善に関すること。
- (17) 交際及び渉外に関すること。
- (18) 交通安全に関すること。
- (19) 消防職員委員会に関すること。
- (20) その他、総務・庶務に関すること。

3 財務担当

- (1) 消防の総合企画に関すること。
- (2) 消防統計に関すること。
- (3) 予算の編成及び執行計画に関すること。
- (4) 予算の経理事務に関すること。
- (5) 組合債、補助金に関すること。
- (6) 決算事務に関すること。
- (7) 財政事情の公表に関すること。
- (8) 庁中取締及び庁舎の保守管理に関すること。
- (9) 消防施設の整備及び計画に関すること。
- (10) 財産台帳に関すること。
- (11) 財産の取得、管理及び処分に関すること。
- (12) 物品の調達及び受払いに関すること。
- (13) 消防車両の共済に関すること。
- (14) その他、財務に関すること。

4 警防担当

- (1) 消防の相互応援に関すること。
- (2) 災害対策及び防災計画に関すること。
- (3) 警防、救助、救急等の事務に関すること。
- (4) 消防団事務に関すること。
- (5) その他、警防に関すること。

5 通信担当

- (1) 通信指令業務の企画策定及び運用に関すること。
- (2) 消防無線の運用に関すること。
- (3) 美幌町防災無線の運用管理に関すること。
- (4) 消防弱者緊急通報システムに関すること。
- (5) 遠隔移報及び携帯電話による119番通報処理に関すること。
- (6) 情報システム及び情報機器の維持管理に関すること。

6 予防担当

- (1) 火災予防の対策及び広報、予防思想の育成指導に関すること。
- (2) 消防設備等の改善指導及び検査並びに設置の指導に関すること。

- (3) 建築確認等の同意に関する事。
- (4) 防火管理者及び防火対象物の計画及び訓練指導に関する事。
- (5) 予防査察の計画及び防火対象物の立入検査に関する事。
- (6) 消防用設備等の点検報告に関する事。
- (7) 防火対象物の使用開始検査に関する事。
- (8) 建築物、工作物等の火災予防及び人命危険の予防措置に関する事。
- (9) 自主防火団体の育成指導に関する事。
- (10) その他、火災予防に関する事。
- (11) 立入検査に関する事。
- (12) 建築確認等の調査に関する事。
- (13) 消防対象物調査の実施に関する事。
- (14) 防火対象物の消防計画及び訓練指導に関する事。
- (15) 火災予防、広報に関する事。
- (16) 防火思想の啓蒙普及、育成に関する事。
- (17) 法令、条例に基づく届出に関する事。
- (18) 美幌町防火管理連絡協議会、美幌町婦人防火クラブ、美幌防火協会に関する事。
- (19) 自衛消防訓練の指導に関する事。
- (20) 自主防災訓練の育成に関する総合的な事。
- (21) 災害弱者に対する予防啓蒙指導に関する事。
- (22) 災害弱者緊急通報システムの総合調整に関する事。
- (23) その他、予防に関する事。

7 調査担当

- (1) 火災原因及び損害の調査に関する事。
- (2) 火災統計に関する事。
- (3) 危険物規制に関する事。
- (4) 立入検査に関する事。
- (5) 危険物に係る、許可、検査及び指導に関する事。
- (6) 液化石油ガス等に関する事。
- (7) 火薬類、劇毒物類等に関する事。
- (8) 法令、条例に基づく届出に関する事。
- (9) 美幌地区危険物安全協会に関する事。
- (10) 火災の原因及び損害の調査に関する事。
- (11) 火災の統計及び火災報告に関する事。
- (12) 罹災証明に関する事。
- (13) その他、調査に関する事。

(職務の代決)

第7条 消防長及び次長とも不在のときは、配分された事務の統括する主幹がその職務を代決する。

2 主幹に事故があるときは、配分された事務の統括する副主幹又は主査がこれを代決する。

3 副主幹又は主査に事故があるときは、配分された事務の統括する上席の担当が代決する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者の承認を得て、消防長がこれを定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(関連規則の廃止)

2 美幌・津別消防事務組合消防本部の組織等に関する規則（昭和46年規則第4号）は、廃止する。

附 則（昭和53年規則第4号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和53年5月1日から適用する。

附 則（昭和55年規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年規則第15号）

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成8年規則第3号）

この規則は、平成8年10月1日から施行する。

附 則（平成11年規則第8号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年規則第4号）

この規則は、公布の日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則（平成15年規則第2号）

この規則は、平成15年8月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第3号）

この規則は、平成17年9月1日から施行する。

附 則（平成18年規則第4号）

この規則は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成 18 年規則第 6 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成 18 年 6 月 1 4 日から適用する。

附 則（平成 20 年規則第 1 号）

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 22 年規則第 1 号）

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年規則第 4 号）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。